

川内川水害に強い地域づくり

アクションプログラム(案) (第3回幹事会で検討施策)

平成20年9月

基本方針	番号	具体的施策	検討事項	アクションプログラム(案) 作成のスケジュール									
				平成19年度		H20年度							
				12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
避難計画の 充実	1	洪水ハザードマップの作成支援		■									
	2	避難計画・施策の再検討		■									
	3	災害時要援護者の避難対策の立案	◎	■		■							
	4	水害時住民行動マニュアルの作成				■		■					
	5	地域孤立化防止対策の検討				■		■					
水害の危険性に関する認識向上	6	水害危険性の認識向上・防災用語等の習得				■		■					
	7	浸水地区の土地利用規制等の検討				■		■					
	8	浸水に強い建築構造導入の検討				■		■					
	9	河川沿川における従前の遊水機能確保に関する対策の検討				■		■					
洪水時の 情報提供・ 伝達機能の 向上	10	わかりやすく精度の高い情報提供		■									
	11	地区コミュニティの活用				■		■					
	12	水防情報の一元化		■									
避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化	13	避難準備情報・勧告・指示の発令基準の再検討		■									
	14	収集情報の発令判断への活用		■									
水防・救助体制の強化	15	水防資機材の備蓄・効率的活用				■		■					
	16	重要水防箇所の情報提供				■		■					
	17	ボランティアの受け入れ体制、 業界団体との協力体制の確立	◎	■		■							
	18	消防団等との連携による各家庭での浸水軽減活動				■		■					

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年 ^{注1)} 【-:未実施】						実施に当たっての留意点と考え方、特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前(水害以前)	H20.10末(現在)	H20年度	H21年度	H22年度	激特終了後			
3	災害時要援護者の避難対策の立案	〈9〉	災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制の整備	薩摩川内市	-	-	実施予定				・災害時要援護者の個人情報の扱いが難しい。	・県の指導の下、ガイドライン及びモデルプランを参考に計画・検討を進めていく。H21年度までに完成予定。 ・先行する旧大口市、えびの市の検討過程を参考に他の市町でも展開。	・進捗スケジュール(3-参考資料-1)
				さつま町	-	-	実施予定						
				旧大口市	-	(先行実施)	実施予定						
				旧菱刈町	-	-	実施予定						
				湧水町	-	-	実施予定						
				えびの市	-	-	実施予定						
		〈10〉	避難所における生活水準の向上	薩摩川内市	-	一部実施	マニュアル作成予定				・7.22水害での課題に対し、対策を実施していく。	・将来的に各市町の実態に合った「避難所管理運営マニュアル」を作成していく。	・施策実施状況(3-参考資料-1)
				さつま町	-	一部実施	マニュアル作成予定						
				旧大口市	-	一部実施	マニュアル作成予定						
				旧菱刈町	-	一部実施	マニュアル作成予定						
				湧水町	-	一部実施	マニュアル作成予定						
				えびの市	-	一部実施	マニュアル作成予定						
17	ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立	〈34〉	ボランティアの受け入れ体制の確立、受け入れ準備マニュアルの作成	薩摩川内市	体制確立	マニュアル作成済み				・現段階で県マニュアルを準用している市町は、県社会福祉協議会に準用の可否を確認した上で、市町独自のマニュアル作成の要否を判断する。必要な場合、市町独自のマニュアル作成に取り組む。	・旧大口市、旧菱刈町、湧水町においては、社会福祉協議会でマニュアルを作成していく。	3-参考資料-2	
				さつま町	体制確立	マニュアル作成済み							
				旧大口市	体制確立	県マニュアル準用	-	-	マニュアル作成予定(市オリジナル)				
				旧菱刈町	体制確立	県マニュアル準用	-	-	マニュアル作成予定(町オリジナル)				
				湧水町	体制確立	県マニュアル準用	-	-	マニュアル作成予定(町オリジナル)				
				えびの市	体制確立	マニュアル作成済み							
				鹿児島県	体制確立	マニュアル作成済み							
				宮崎県	体制確立	マニュアル作成済み							
		〈35〉	業界団体との災害協定書等の締結	薩摩川内市	締結済み					・各機関が、業界団体と災害協定を締結しており、7.22水害の後にも必要に応じて協定を締結している。	-	3-参考資料-2 3-参考資料-3(鹿児島県の例) 3-参考資料-4(宮崎県の例)	
				さつま町	締結済み								
				旧大口市	-	締結済み							
				旧菱刈町	-	締結済み							
				湧水町	-	締結済み							
				えびの市	締結済み								

注1) H20.3末に行ったヒアリング結果をH20.10末情報に更新

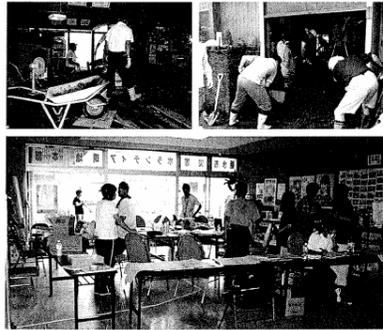
注2) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの
 : 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの : 実施可能性を探っているもの

『⑰ ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立(1)』

アクションプログラム成果

<34> ボランティア受け入れ体制の確立、受け入れ準備マニュアルの作成

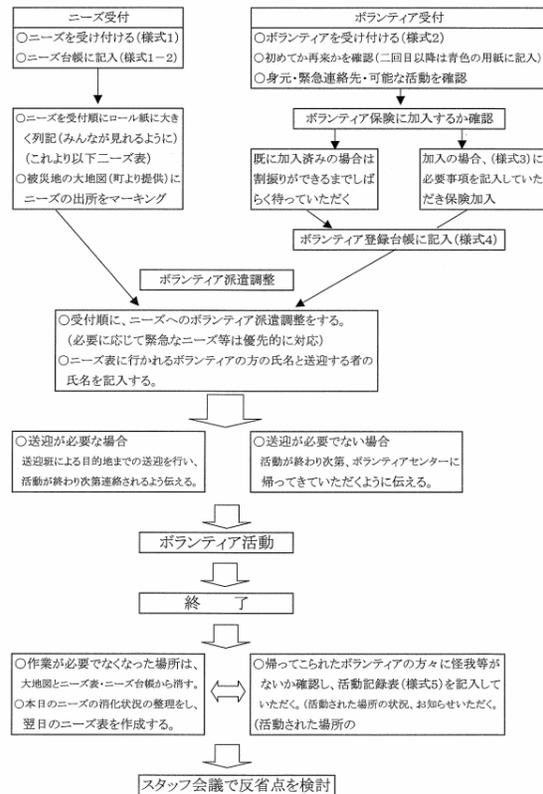
災害時の
「福祉救援ボランティア活動」
支援マニュアル



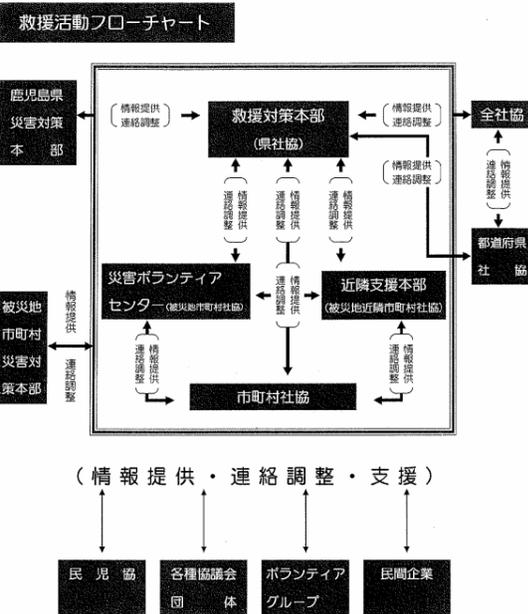
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会

鹿児島県 ボランティア活動支援マニュアル

災害ボランティアセンターの基本的な流れ



災害ボランティアセンターの活動の流れ



災害支援活動フローチャート

ボランティア受け入れ体制確立状況		
確認項目	ボランティアの受け入れ体制確立	マニュアル作成
市町		
薩摩川内市	●	●
さつま町	●	●
旧大口市	●	県マニュアル準用
旧菱刈町	●	県マニュアル準用
湧水町	●	県マニュアル準用
えびの市	●	●
鹿児島県	●	●
宮崎県	●	●

● : 実施済み

<35> 業界団体との災害協定書等の締結

災害時対応、災害後対応に必要な応援協定は概ね締結されていると言える。市町だけの締結で不十分な場合は、県の締結によって補完可能な体制となっている。また、水系間の応援協定も締結されている。

【参考事例: さつま町協定書】

○大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町(以下「甲」という。)と鹿児島県建設業協会宮之城支部(以下「乙」という。)とは、大規模な地震、風水害等の災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設(以下「公共土木施設」という。)における大規模災害時の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

【参考事例: 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定】

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

【参考事例: 大淀川水系、川内川水系水防協定書】

大淀川水系、川内川水系水防協定書

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、水防法第7条第2項の規定により下記のとおり定める。

記

1 両県にまたがる大淀川(支川を含む)及び川内川の関係水防管理者は、それぞれ、管内堤防が決壊もしくは溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに関係の水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡するものとする。

2 前項の水防管理者は、関係水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防活動に支障のない範囲で、水防作業員又は必要資材器具等の応援をなすものとする。

昭和63年4月13日

宮崎県知事 松形祐亮
鹿児島県知事 鎌田要人

対策メニュー	災害時における民間との応援協定一覧																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
薩摩川内市																						
さつま町																						
旧大口市																						
旧菱刈町																						
湧水町																						
えびの市																						
鹿児島県																						
宮崎県																						
鹿児島県(北薩地域振興局、大口・湧水支所含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

『⑰ ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立(2)』

アクションプログラム成果

<35> 業界団体との災害協定書等の締結(鹿児島県における民間との応援協定締結状況)

災害時における民間との応援協定締結状況

平成20年8月1日現在

協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
① 災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会 鹿児島放送局 (株)南日本放送 鹿児島テレビ放送(株) (株)鹿児島放送 (株)エフエム鹿児島 (株)鹿児島読売テレビ	S56.4.1 S56.4.1 S56.4.1 H4.9.18 H6.4.15	災害発生時における防災情報等の放送要請に関する手続きについて規定。 [手続, 実施方法]	危機管理 防災課
② 災害時における報道要請に関する協定	(株)西日本新聞社 共同通信社 (株)毎日新聞社 朝日新聞 (株)時事通信社 読売新聞 日本経済新聞社 (株)南日本新聞社 (株)南海日日新聞社	H9.4.15	災害発生時における被害の拡大の防止等の報道要請に関する手続きについて規定。 [手続, 実施方法]	危機管理 防災課
③ 緊急・救援物資等輸送に関する協定	(社)県トラック協会	H14.4.1	災害発生時における緊急・救援物資等輸送に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 実施方法, 経費負担, 補償等]	社会福祉 課
④ 災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	南九州ココロホトリック(株) (株)三越鹿児島店 (株)タイヨー (株)南九州ファミリーマート 県/パン工業協同組合 (株)山形屋 (株)山形屋ストア (株)まるいストア イオン九州(株) 鹿児島県生活協同組合連合会 NPO法人コメリ災害対策センター (株)ローソン	H14.3.16 H14.4.1 H17.2.4 H17.2.4 H17.2.10 H17.3.1 H17.3.1 H17.3.1 H18.11.15 H20.2.15 H20.3.26 H20.5.29	災害発生時における応急生活物資の供給に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 実施方法, 物資の運搬, 経費負担, 補償等]	社会福祉 課
⑤ 災害救助等に必要な医薬品等の確保に関する協定	県医薬品卸業協会	H8.6.25	災害発生時における災害救助等に必要な医薬品等の確保に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 医薬品の範囲, 引渡し, 価格等]	薬務課
⑥ 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定	県医療機器協会	H8.9.24	災害発生時における災害救助等に必要な医療用資機材等の確保に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 医療用資機材の範囲, 引渡し, 価格等]	薬務課
⑦ 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	県環境整備事業協同組合 協同組合県環境管理協会	H17.3.28	災害発生時におけるし尿, 浄化槽汚泥等の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 経費負担等]	環境整備 課
⑧ 山地災害防止に関する郵便局と農林水産事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H12.5	郵便局における山地災害危険地区マップの備え付けと郵便局からの山地災害発生の前兆現象等の情報提供	出水農林 水産事務所 加世田農 林水産事 務所

協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
⑨ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H8.3.29	災害発生時における応急仮設住宅の建設に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 住宅建設, 経費負担等]	住宅政策 室
⑩ 災害時における住宅の応急修理に関する協定	(社)県建築協会 県電気工業工業組合 (社)県管工事業協会	H18.3.31	災害発生時における被災住宅の応急修理に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 業務内容, 経費負担等]	住宅政策 室
⑪ 大規模災害時における公共土木施設に係る応急対策に関する協定	(社)県建設業協会	H18.1.24	大規模災害発生時における公共土木施設(県管理)の応急対策に係る業務に関し, 必要な事項を規定。 [対象となる災害, 業務内容, 手続, 経費負担等]	技術管理 課
⑫ 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(社)県宅地建物取引業協会 (社)全日本不動産協会鹿児島県本部	H18.2.1	災害発生時における被災者への円滑な住宅供給を図るため, 民間賃貸住宅の媒介に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 連絡窓口等]	住宅課
⑬ 土砂災害防止に関する郵便局と土木事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H11.12	郵便局における土砂災害危険箇所マップの備え付けと郵便局からの土砂災害発生の前兆現象等の情報提供	出水土木 事務所 加世田土 木事務所
⑭ 大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書	(社)日本自動車連盟九州部 鹿児島支部(JAF)	H17.5.23	大規模災害発生時における通行妨害車両等の排除に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 業務内容, 経費負担等]	県警察本 部 交通規制 課
⑮ 災害時の医療救護活動に関する協定	(社)鹿児島県医師会	H19.5.14	災害発生時における医療救護活動に関し, 必要な事項を規定。 [業務内容, 輸送, 指揮系統, 費用負担等]	保健医療 福祉課
⑯ 災害時における遺体の搬送, 棺等葬祭用品の供給等に関する協定	鹿児島県葬祭業協同組合 (社)全国霊柩自動車協会	H20.6.9	大規模災害時において, 多数の人的被害が生じた場合の遺体搬送や葬祭用品の供給等に関する業務協力について規定。 [目的, 協力の実施, 経費負担等]	社会福祉 課
⑰ 大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定	(社)県測量設計業協会	H20.7.17	大規模災害時において, 被害状況の速やかな把握と支援協力を求めるに当たり, 必要な事項を規定。 [目的, 支援協力の内容等]	技術管理 課

協定締結件数 計17件

『⑰ ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立(3)』

アクションプログラム成果

<35> 業界団体との災害協定書等の締結(宮崎県における民間との応援協定締結状況)

災害時における民間との応援協定締結状況

平成20年7月31日 現在

項目番号	名称(協定名)	協定先	協定内容	締結時期	締結団体数	締結担当課	項目番号	名称(協定名)	協定先	協定内容	締結時期	締結団体数	締結担当課
1	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定(3社)	①日本放送協会宮崎局	○災害時における放送要請	昭和40年12月1日	1	消防防災課	16	災害時における柔道整復師支援活動に関する協定	(社)宮崎県柔道整復師会	○災害時における柔道整復師支援活動 (1)骨折・不全骨折の応急処置 (2)打撲・ねんどの施術 (3)その他止血等の応急処置	平成20年1月15日	27	危機管理室
		②(株)宮崎放送			2								
		③(株)テレビ宮崎			3								
2	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	(株)エフエム宮崎	○災害時における放送要請	昭和60年9月12日	4	消防防災課							
		(社)プレハブ建築協会	○災害時における応急仮設住宅の建設	平成8年9月5日	5	建築住宅課							
4	災害時における報道要請に関する協定(9社)	①(株)南日本新聞社宮崎支社	○災害時における報道要請	平成9年2月10日	6	消防防災課							
		②(株)読売新聞社宮崎支局			7								
		③(株)時事通信社宮崎支局			8								
		④(株)朝日新聞社宮崎支局			9								
		⑤(株)毎日新聞社宮崎支局			10								
		⑥(株)夕刊デイリー新聞社			11								
		⑦(株)日本経済新聞社宮崎支局			12								
		⑧(株)西日本新聞社宮崎総局			13								
		⑨(株)共同通信社宮崎支局			14								
5	災害時における交通誘導業務等に関する協定	(社)宮崎県警備業協会	○災害時の交通誘導等 (1)救援・救護活動を円滑にするための交通誘導 (2)避難場所等の警戒活動	平成9年4月11日	15	宮崎県警察本部							
6	災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定	(社)宮崎県トラック協会	○物資の輸送とそれに付随する業務	平成17年1月11日	16	危機管理室							
7	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	宮崎県生コンクリート協同組合連合会	○飲料水を除く生活用水や消防用水の供給	平成18年5月24日	17	危機管理室							
8	大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定	(社)宮崎県建設業協会	○応急対策業務の実施 (1)公共土木施設被害情報の収集 (2)公共土木施設の応急復旧作業 (3)建設資機材の調達・輸送	平成18年5月25日	18	河川課							
9	災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定	(社)宮崎県測量設計業協会	○公共土木施設の被害状況の調査	平成18年8月25日	19	河川課							
10	災害時における医療救護に関する協定	(社)宮崎県医師会	○大規模災害発生時における医療救護 (1)トリアージ (2)傷病者の応急処置・医療提供 (3)医療機関への搬送要否判断・搬送順位決定 (4)死亡確認	平成19年3月28日	20	医療業務課							
11	大規模災害時における法面崩壊等の応急対策業務等に関する基本協定	(社)宮崎県法面保護協会	○公共土木施設の被害状況の調査 (1)法面崩壊被害における被災状況の把握 (2)法面の増破による二次災害防止のための湧水処理等	平成19年7月2日	21	河川課							
12	災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	宮崎県環境保全事業連合会	○災害時におけるし尿・浄化槽汚泥処理 (1)被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬 (2)被災地域で発生するごみ等の収集・運搬 (3)被災地域での仮設トイレの設置	平成19年7月3日	22	危機管理室							
13	災害時における避難地(公園・広場・グラウンド)などの応急対策に関する協定(2団体)	①(社)宮崎県造園緑地協会	○災害時における避難地の応急対策 (1)避難地の倒木・瓦礫の除去 (2)避難地の清掃 (3)避難地の樹木の原状復旧	平成19年9月7日	23	危機管理室							
		②(社)日本造園建設業協会宮崎県支部			24								
14	災害時における飲料水調達業務に関する協定	(株)南九州コカ・コーラボトリング	○災害時における飲料水調達業務 (1)災害対応型自販機の機内在庫飲料水の無償提供 (2)商品の優先的供給 (3)商品の搬送引渡	平成19年12月21日	25	危機管理室							
15	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定	(社)日本塗装工業会宮崎県支部	○災害時における建物の汚泥洗浄 (1)公共施設、避難所の汚泥洗浄 (2)災害時に発生する一般廃棄物の運搬 (3)被災構造物の簡易点検・応急修理	平成20年1月15日	26	危機管理室							
合 計 20項目 31団体													